

四 要求する措置

1 措置の種類 強制執行

2 理由

債務者は弁済能力を有すると思料されるにもかかわらず、今日に至るまで弁済について誠意を示さない状態であるので、債権管理上強制執行をするものである。

五 債務名義の種類及び内容

別添「判決正本(写)」のとおり

六 執行の目的物

(※電話加入権の例)

1 種類 電話加入権

電話番号

加入者名

住所

設置場所

2 電話会社 ○○○○株式会社

住所

代表者名

3 送達場所

電話会社 ○○○○株式会社 ○○○○営業所

住所

電話番号

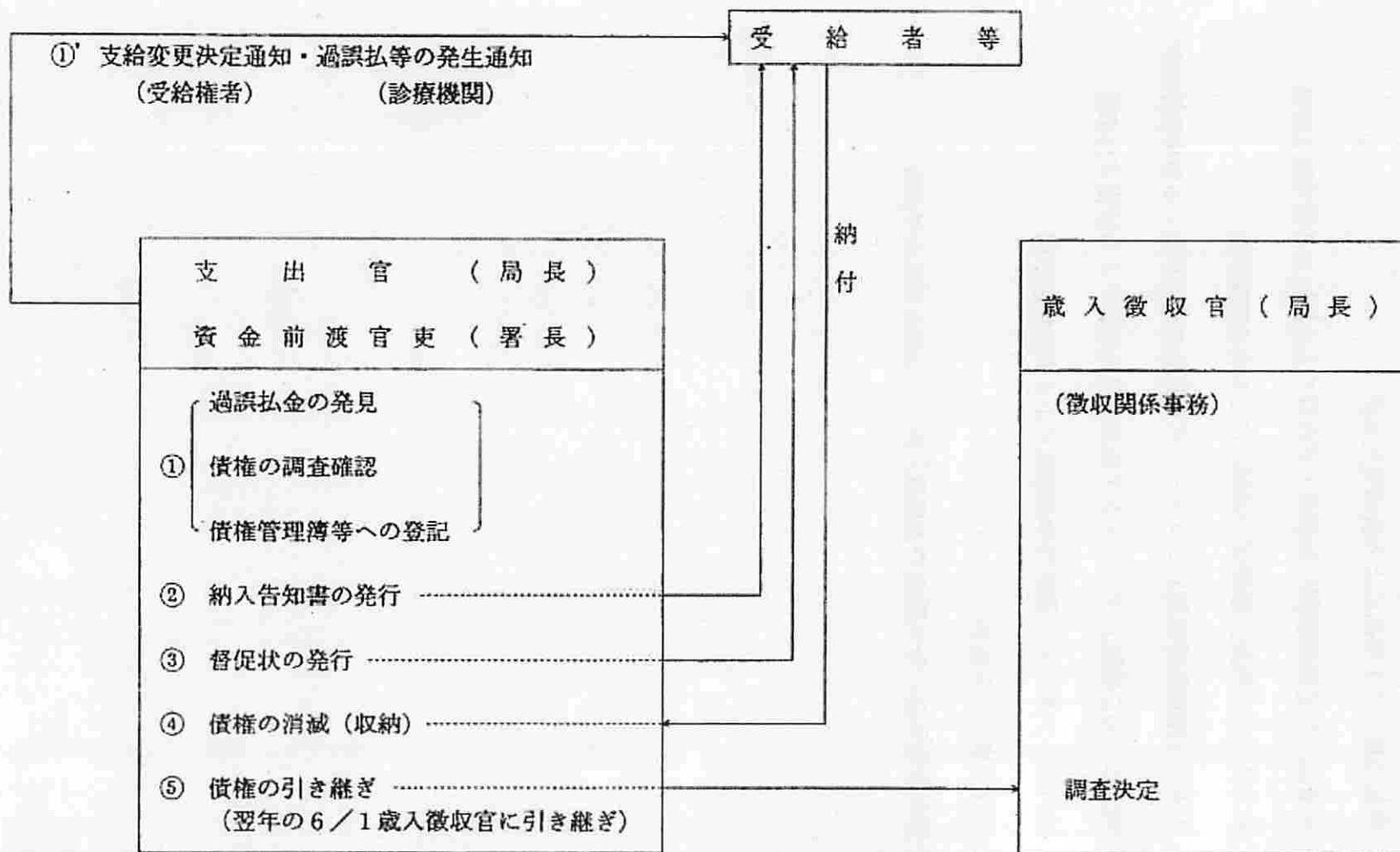
(※不動産のようになった場合には、別紙で目的物の目録を作成する。)。

2. 債権管理事務の図解と早見表

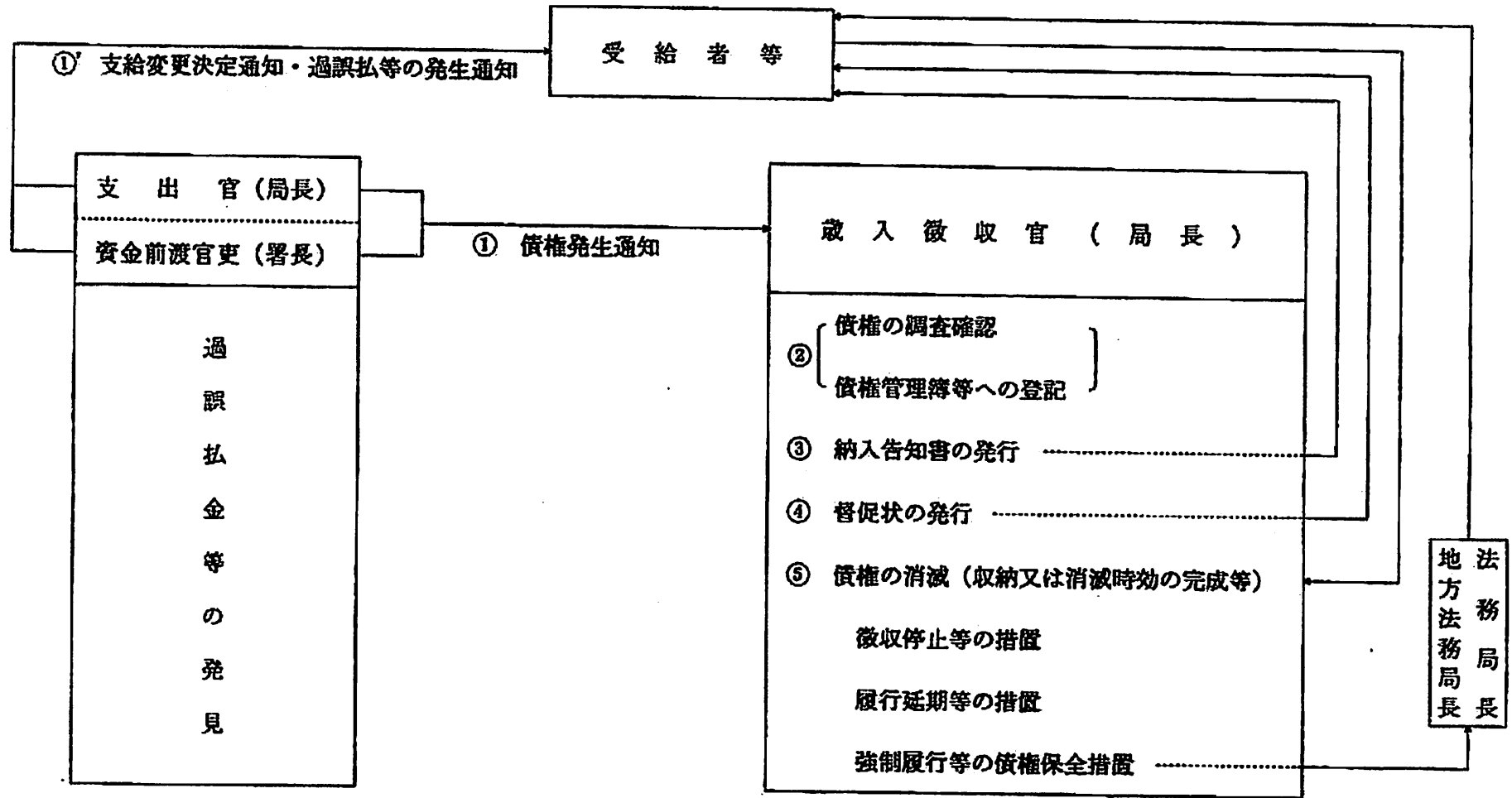
(1) 債権管理事務の図解	
イ 過誤払等による現年度発生債権の債権管理事務	194
ロ 過誤払等による過年度発生債権の債権管理事務	195
ハ 署払に係る不正受給による債権管理事務	196
ニ 本省払（指定医療機関）診療費・薬剤費の過誤払による債権管理事務	197
ホ 地方払（国立病院）診療費の過誤払による債権管理事務	198
ヘ 本省払（指定医療機関）アフターケア委託費の過誤払による債権管理事務	199
ト 地方払（国立病院）アフターケア委託費の過誤払による債権管理事務	200
ク 地方払アフターケア通院費の過誤払による債権管理事務	201
(2) 債権管理事務の早見表	202
(3) 労働保険特別会計労災勘定の主要歳入科目と債権の種類対照表	210

(1) 債権管理事務の図解

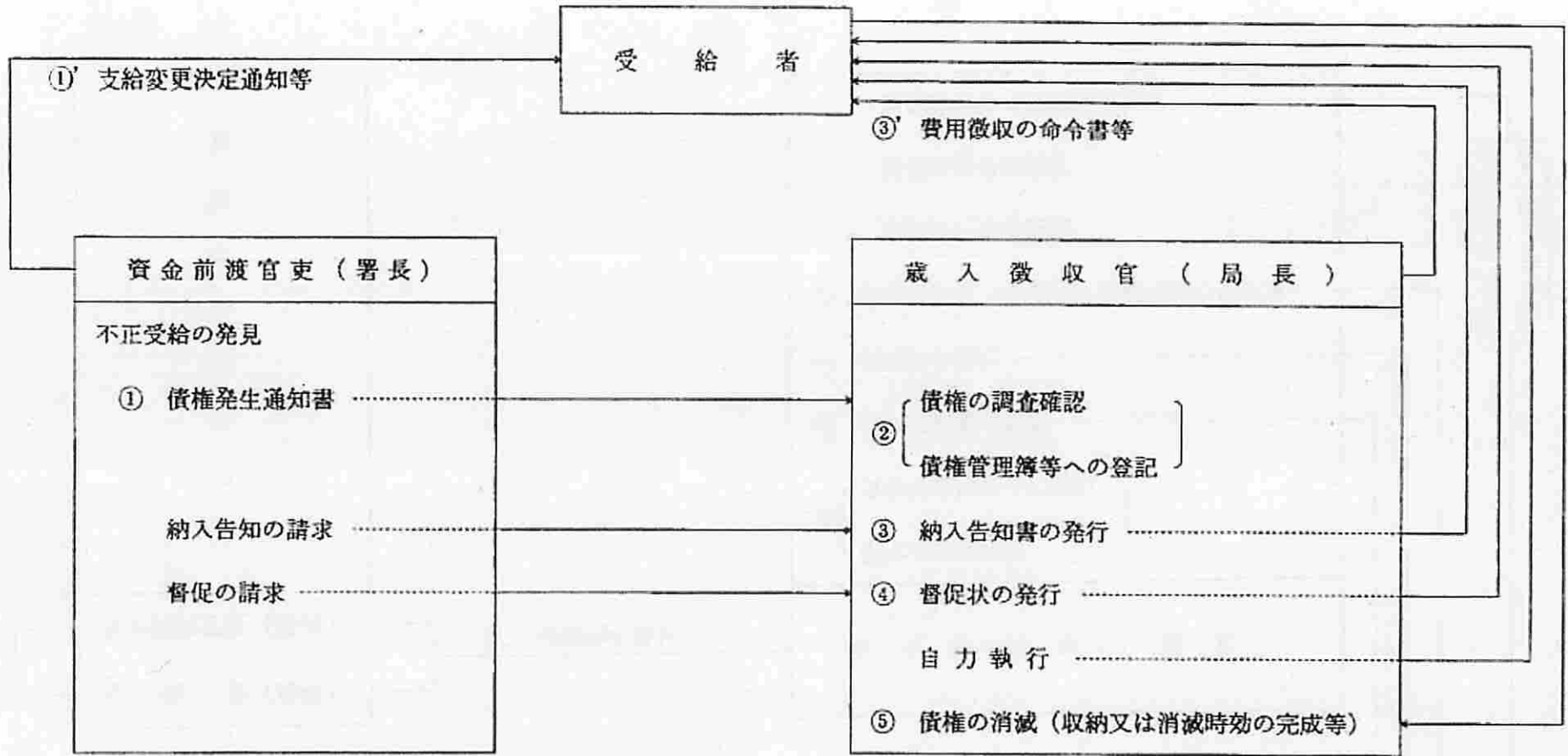
イ 過誤払等による現年度発生債権の債権管理事務



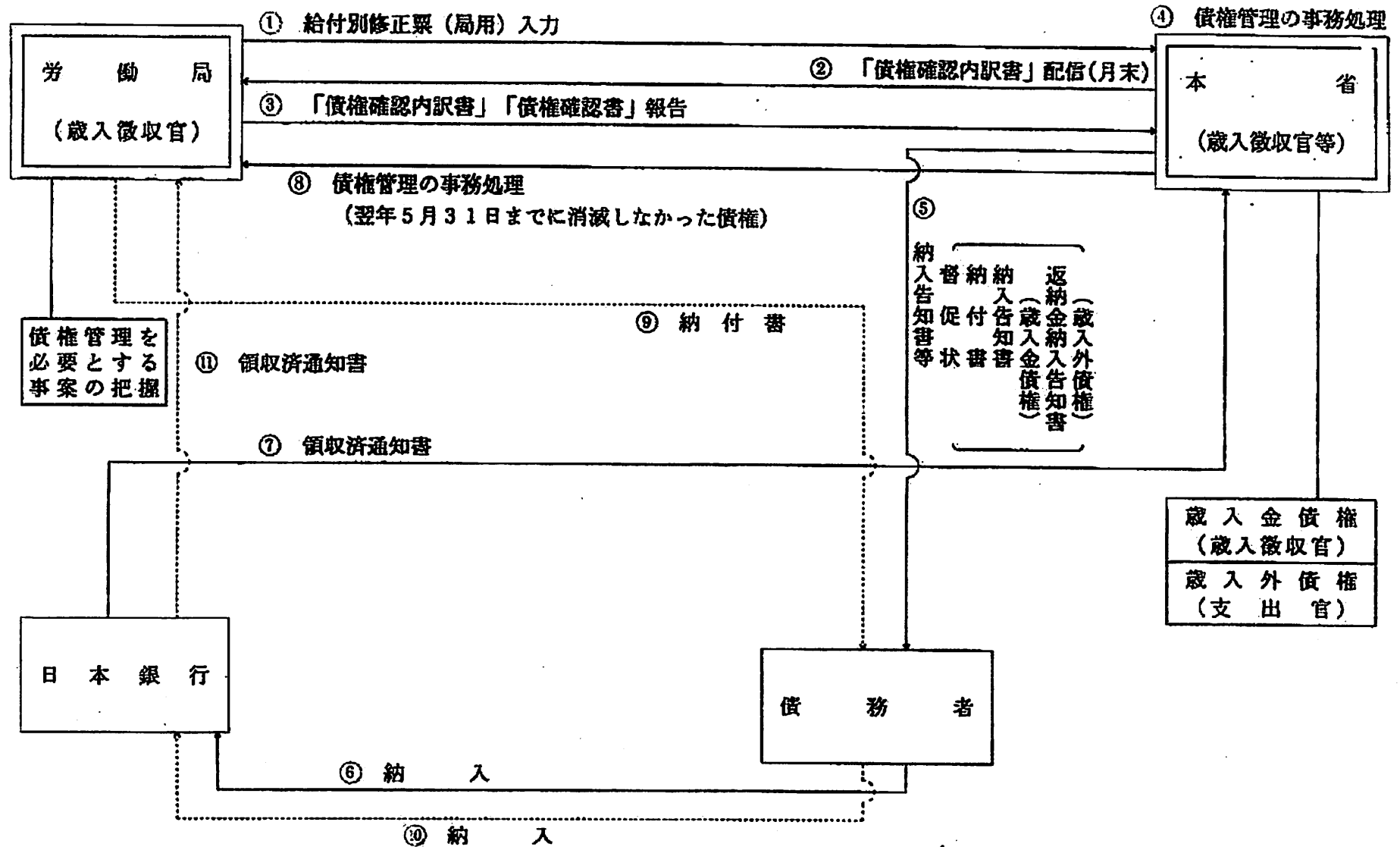
ロ 過誤払等による過年度発生債権の債権管理事務



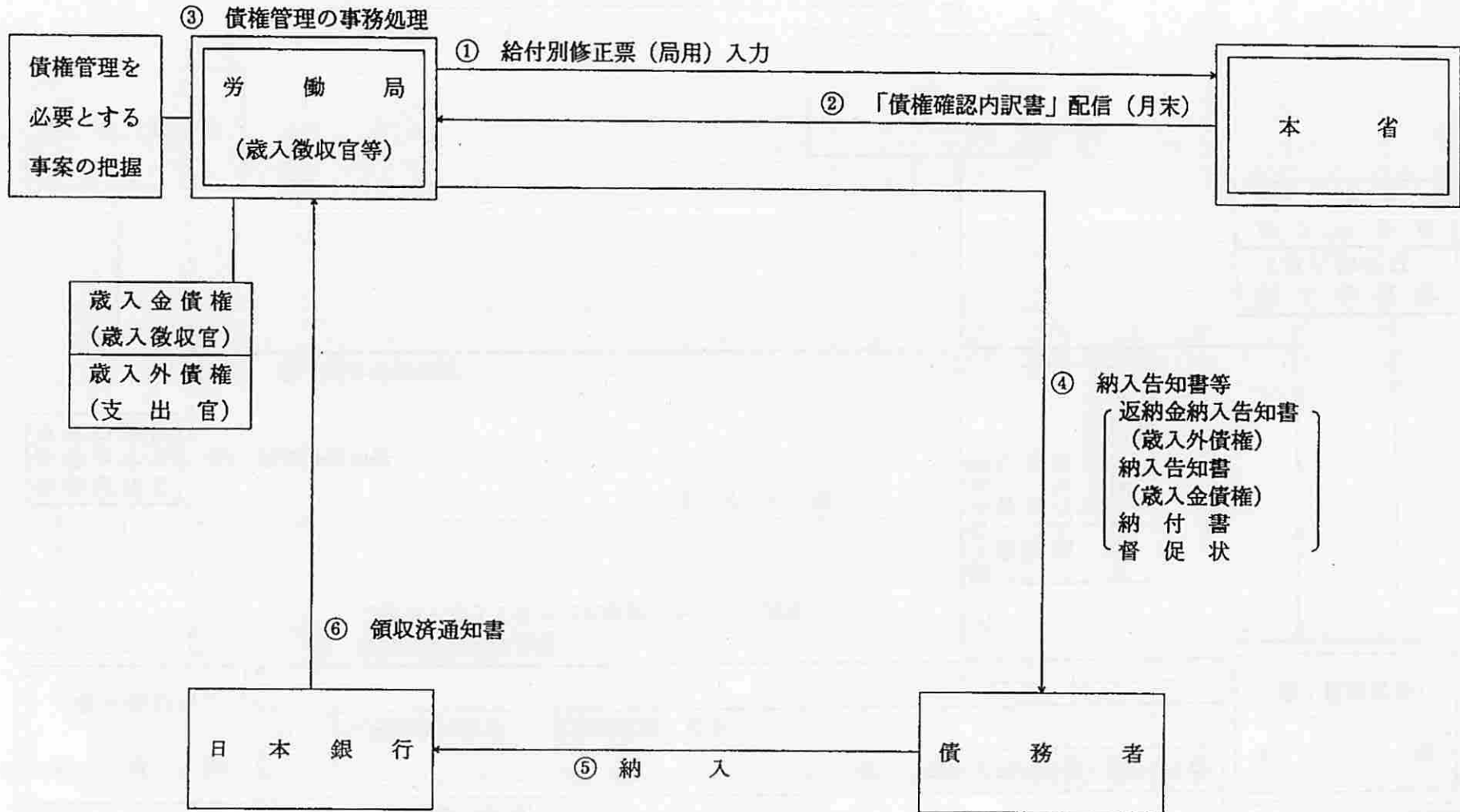
ハ 署払に係る不正受給による債権管理事務



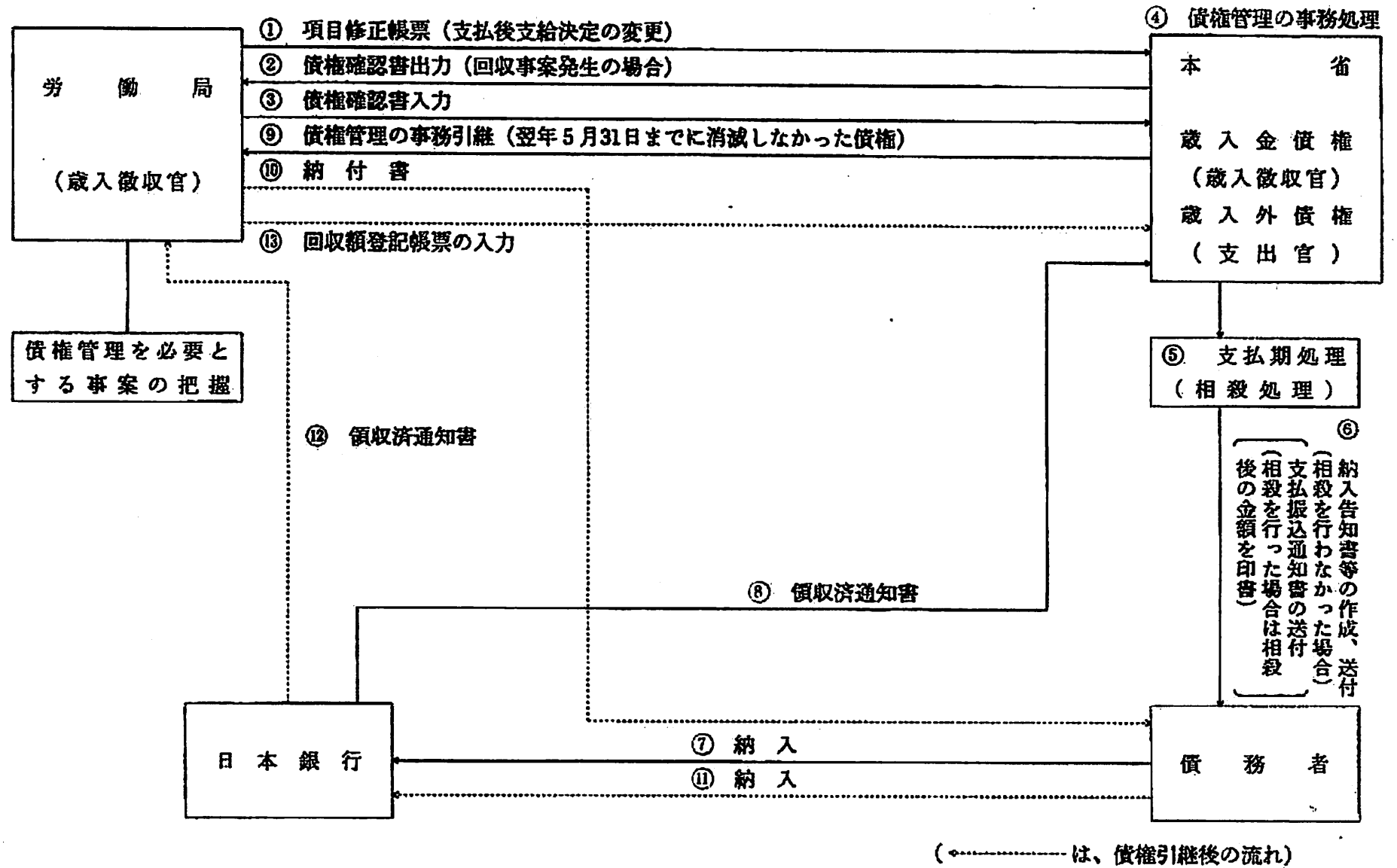
二 本省払（指定医療機関）診療費・薬剤費の過誤払による債権管理事務



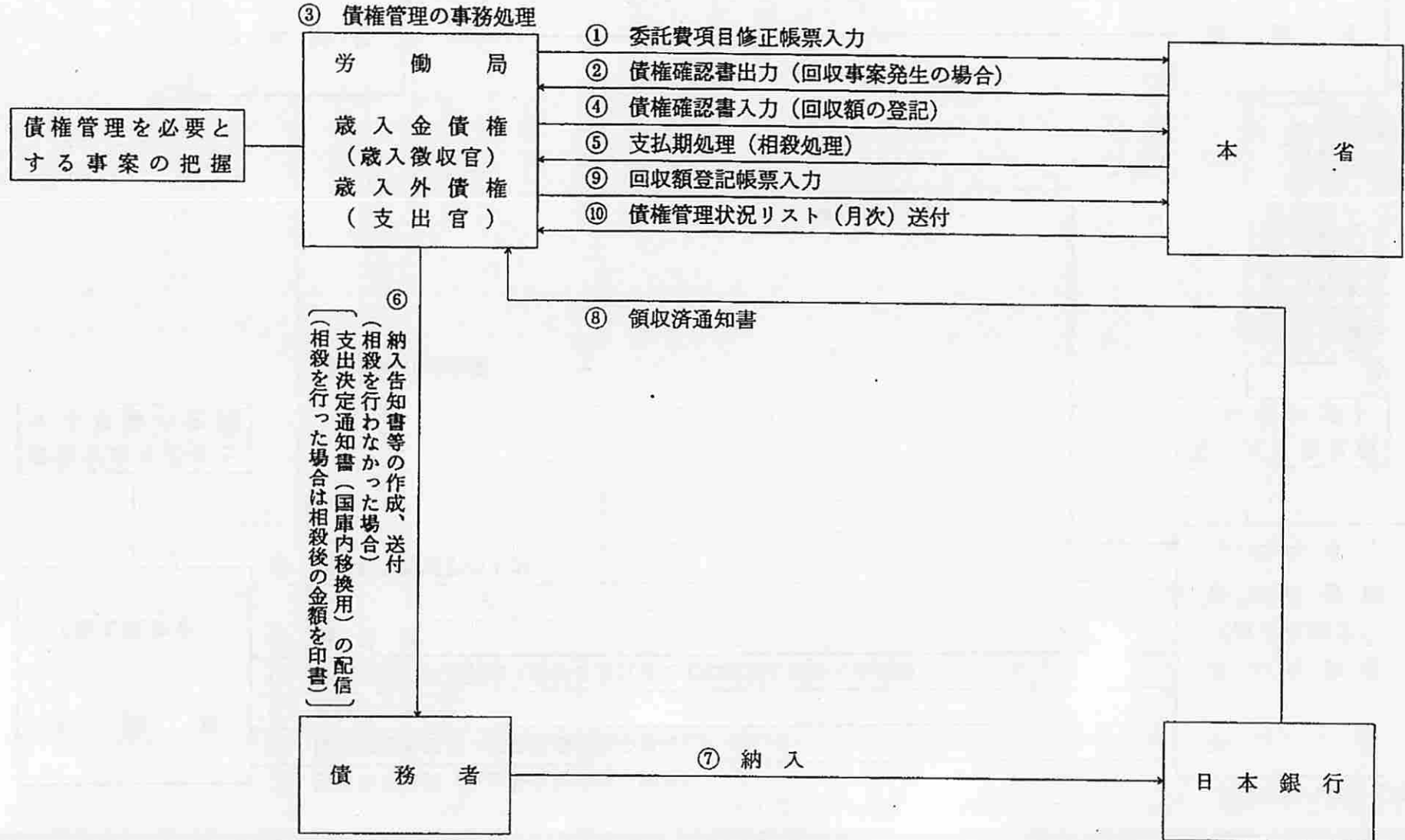
ホ 地方払（国立病院）診療費の過誤払による債権管理事務



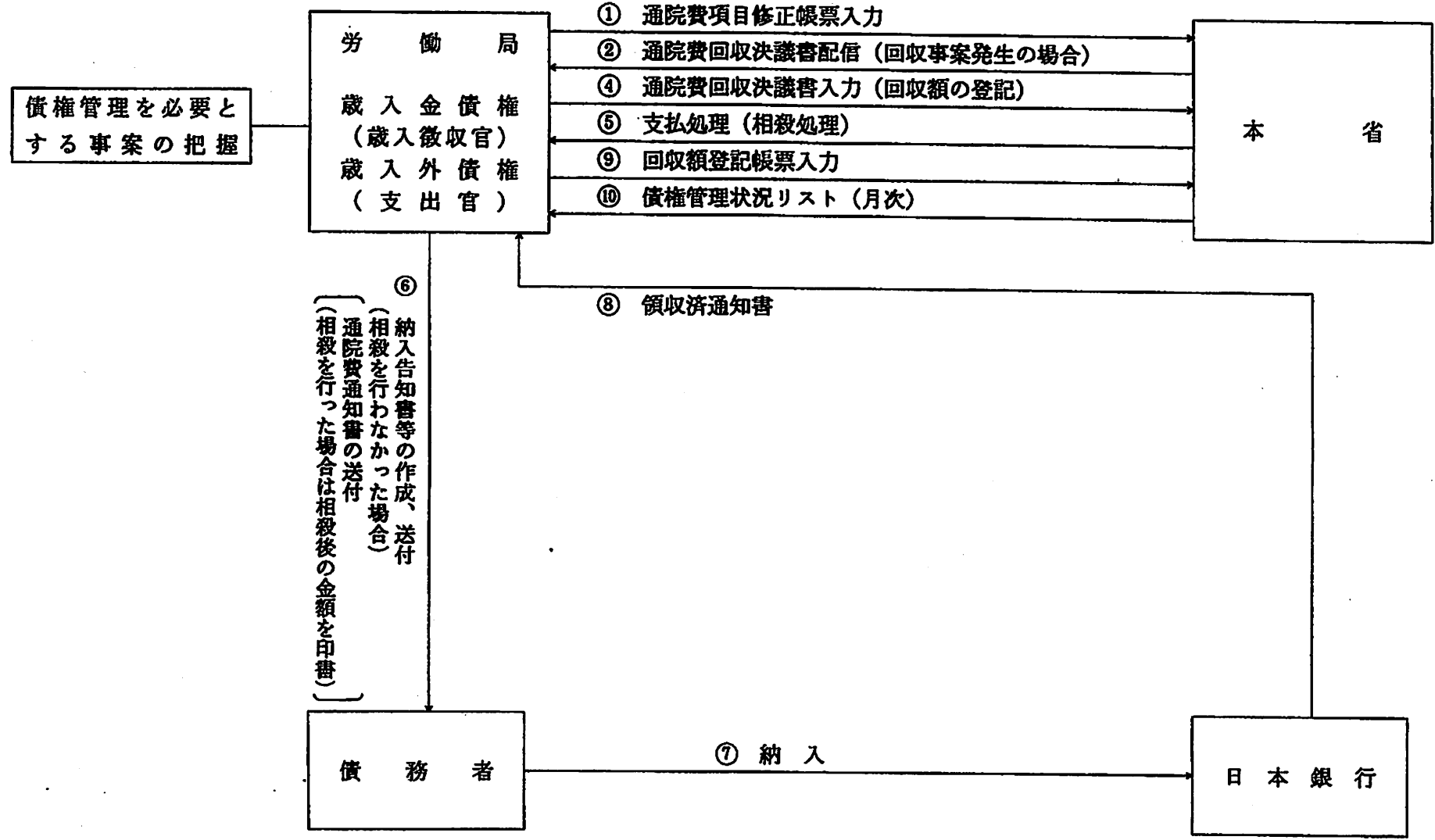
へ 本省払（指定医療機関）アフターケア委託費の過誤払による債権管理事務



ト 地方払（国立病院）アフターケア委託費の過誤払による債権管理事務



③ 回収決議、債権管理の事務処理



(2) 債権管理事務の早見表

区分	債務者	署	局	本省	債権の種類	歳入科目	延滞金	時効	備考
保険給付及び特別支給金にかかると過誤払(署払)	労働者等	<p>支給決定取消(変更)通知書</p> <p>返納金納入告知書</p> <p>年度内発見 署長 資金前渡官吏</p> <p>返納金債権歳入組入報告書(年度内未回収の場合)</p>	歳入徴収官		返納金債権 (預年 託渡金内 回収には)	例 雑 収 入 (回 返 納 金)	免除 (債管令第三 四 条第一項第七 号)	五年 (会 計 法 第三 〇 条)	地方局において債権管理 を行う。
		<p>支給決定取消(変更)通知書</p> <p>過年度発見 署長 資金前渡官吏</p> <p>債権発生通知書</p> <p>納入告知書</p>							
年金にかかると過誤払(本省払)	受給者	<p>支給決定取消(変更)通知書</p> <p>年度内発見 署長</p> <p>各種報告(変更)</p> <p>返納金納入告知書</p> <p>過誤払金の返納について(回収理由書)</p>	局長	各種報告(変更)	返 納 金 債 権	例 雑 収 入 (回 返 納 金)	免除 (債管令第三 四 条第一項第七 号)	五年 (会 計 法 第三 〇 条)	本省において債権管理を 行う。 ただし、翌年5月31日 までに収納されなかつた 債権は、地方局へ引継ぎ 地方局において債権管理 を行う。
		<p>支給決定取消(変更)通知書</p> <p>年度内発見 署長</p> <p>各種報告(変更)</p> <p>過誤払金の回収について(回収理由書)</p> <p>納入告知書</p>	局長	各種報告(変更)					
第三者行為災害による求償権(労災保険法第十二条の四)	加害者又は自賠責保険会社等(本省払分を除く)	<p>損害賠償請求の予告について</p> <p>署長</p> <p>債権発生通知書</p> <p>納入告知書</p>	歳入徴収官		損 害 賠 償 金 債 権	例 雑 収 入 (回 雑 入)	徴収・年五分(民法第四〇四条)	三年 (民 法 第七 二 四 条)	地方局において債権管理 を行う。

区分	債務者	署	局	本 省	債権の種類	収入科目	延滞金	時 効	備 考
診 療 費 に 係 る 過 誤 払 (本 省 払)	指 定 医 療 機 関	署 長	局 長	業 務 室 支 出 官 収 入 徴 収 官	① 返 納 金 ② 返 納 金 債 権	① 保 険 給 付 費 ② 雑 収 入 ③ 返 納 金 ④ 保 険 給 付 費	不 徴 収	十 年 (民 法 第 一 六 七 条)	本省において債権管理を行う。 ただし、翌年5月31日までに収納されなかった債権は、地方局へ引継ぎ地方局において債権管理を行う。
診 療 を 受 け た 者	支 給 決 定 の 変 更 者	署 長	局 長 収 入 徴 収 官	業 務 室 収 入 徴 収 官	利 得 債 還 金 債 権	① 雑 収 入 ② 雑 収 入	不 徴 収	五 年 (金 計 法 第 三 〇 条)	本省において債権管理を行う。 ただし、翌年5月31日までに収納されなかった債権は、地方局へ引継ぎ地方局において債権管理を行う。
				納入告知書 (当年度・過年度支払分) 療養 (補償) 給付の費用の回収について (回収理由通知書)					

区分	債務者	署	局	本省	債権の種類	歳入科目	延滞金	時効	備考
診 療 費 に 係 る 不 正 請 求	不正受給者（第一項）	<p>「基本情報修正票」入力</p> <p>署長</p> <p>支給決定の変更決定通知書</p> <p>通知 (休業給付等の債権発生通知書に準ずる)</p> <p>第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書</p> <p>納入告知書</p>	<p>局</p> <p>局長</p> <p>歳入徴収官</p>	<p>業務室</p> <p>「給付別修正票」入力</p> <p>「債権確認内訳書」配信</p> <p>「債権確認書」(徴収決定済)報告 (検索帳票入力)</p> <p>(診療費検索リスト出力)</p>	利得債還金債権	例雑収入 (a)雑収入	徴収	二年(徴収法第四一条準用)	地方局において債権管理を行う。
	事業主（第二項）	<p>「基本情報修正票」入力</p> <p>署長</p> <p>支給決定の変更決定通知書</p> <p>通知 (休業給付等の債権発生通知書に準ずる)</p> <p>第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書</p> <p>納入告知書</p>	<p>局</p> <p>局長</p> <p>歳入徴収官</p>	<p>業務室</p> <p>「給付別修正票」入力</p> <p>「債権確認内訳書」配信</p> <p>「債権確認書」(徴収決定済)報告 (検索帳票入力)</p> <p>(診療費検索リスト出力)</p>	損害賠償金債権	例雑収入 (a)雑収入	徴収	二年(徴収法第四一条準用)	
	指定医療機関	<p>局</p> <p>局長</p> <p>歳入徴収官</p> <p>納入告知書</p>	<p>業務室</p> <p>「給付別修正票」入力</p> <p>「債権確認内訳書」配信</p> <p>「債権確認書」(徴収決定済)報告</p>	返納金債権	例雑収入 (a)返納金	徴収年五分(民法第四〇四条)	十年(民法第一六七条)		

区分	債務者	署	局	本省	債権の種類	収入科目	延滞金	時効	備考
保険給付の不正受給者からの費用徴収 (労災保険法第十二条の三)	不正受給者又は事業主				(3) (2) (1) 利 損 返 得 害 納 償 賠 金 還 債 債 金 債 債 債 権 (不 (正 正 受 受 給 給 者 者) (主)	(3) (2) (1) 例 例 例 雑 雑 雑 収 収 収 入 入 入 (例 (例 (例 雑 雑 雑 入 入 入	不 徴 収	二 年 (徴 収 法 第 四 十 一 条 準 用)	(3)は診療費に係るもの。 地方局において債権管理 を行う。
特別支給金の不正受給者からの回収	不正受給者又は事業主				(2) (1) 損 返 害 納 賠 金 債 償 債 権 金 債 債 債 権 (不 (事 正 業 受 主 給 (者)	(2) (1) 例 例 雑 雑 収 収 入 入 (例 (例 雑 雑 入 入	徴 収 ・ 年 五 分 (民 法 第 四 〇 四 条)	五 年 (会 計 法 第 三 〇 条)	地方局において債権管理 を行う。 延滞金(支払日の翌日か ら弁済日まで)

区分	債務者	署	局	本省	債権の種類	歳入科目	延滞金	時効	備考
不法行為	加害者又は自賠責保険会社等	署 長	局 長	業務室	損害賠償金債権	例雑収入 (目雑収入)	徴収年五分 (民法第四〇四条)	三年(民法第七二四条、損害及び加害者を知った日の翌日から三年又は不法行為のあった翌日から二〇年)	地方局において債権管理を行う。 第三者行為災害事務取扱手引参照。

区分	債務者	署	局	本省	債権の種類	歳入科目	延滞金	時効	備考
保険加入者からの費用徴収 (労災保険法第三十一条第一項)	専業主業主	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">署長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">局長</div>		損害賠償金債権	例雑収入 (回雑収入)	不徴収	二年(徴収法第四十一条準用)	地方局において債権管理を行う。
		保険給付通知書	費用徴収決定通知書	納入告知書					
一部負担金 (労災保険法第三十一条第二項及び第三項)	受給者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">署長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">局長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">歳入徴収官</div>	労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権	例雑収入 (回雑収入)	不徴収	二年(徴収法第四十一条準用)	
		年度内処理(休業給付の2回目以降分) 一部負担金額表の送付(休業給付からの控除分)	資金前渡官更	歳入への報告					

区分	債務者	労働局	本省	債権の種類	歳入科目	延滞金	時効	備考
ア フ タ ー ケ ア 委 託 費 に 係 る 過 誤 払 （ 本 省 払 ） 更	指定医療機関	<p>局</p> <p>局長</p>	<p>業務室</p> <p>支出官</p> <p>歳入徴収官</p>	<p>① 返納金債権</p> <p>② 返納金債権</p>	<p>① 働勞働福祉事業費</p> <p>② 例雑収入</p> <p>(目) 診療等委託費</p> <p>(目) 返納金</p>	不徴収	十年（民法第一六七条）	本省において、債権管理を行う。 ただし、翌年5月31日までに収納されなかった債権は、地方局へ引き継ぎ、地方局において債権管理を行う。
	診療を受けた者	<p>局</p> <p>局長</p> <p>歳入徴収官</p>	<p>業務室</p> <p>歳入徴収官</p>	<p>利得債権</p> <p>還金債権</p>	<p>例雑収入</p> <p>(目) 雑収入</p>	不徴収	五年（会計法第三〇条）	

区分	債務者	労働局	本省	債権の種類	収入科目	延滞金	時効	備考		
アフターケア委託費に係る不正受給者からの回収	不正受給者	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">局</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入徴収官</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">務</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">室</div> </div>	委託費項目修正票入力 「債権確認書」出力 「債権確認書」(徴収決定済)入力	支給決定の変更決定通知書 納入告知書	利得 債 還 金 債 権	例 雑 収 入 (例) 雑 収 入	不 徴 収	五 年 (会 計 法 第 三 〇 条)	地方局において、債権管理を行う。
	指定医療機関	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">局</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入徴収官</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">務</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">室</div> </div>	委託費項目修正票入力 「債権確認書」出力 「債権確認書」(徴収決定済)入力	納入告知書(相殺なしの場合)	返 納 金 債 権	例 雑 収 入 (例) 返 納 金	徴 収 年 五 分 (民 法 第 四 〇 四 条)	十 年 (民 法 第 一 六 七 条)	地方局において、債権管理を行う。

(3) 労働保険特別会計労災勘定の主要歳入科目と債権の種類との対照表

歳入科目	科目内訳	歳入金の会計年度所属区分
雑収入		
雑収入		
返納金		納入告知書を発した日の属する年度（予決令第1条第1項第2号）
雑入	労災法第31条第2項の規定により通勤災害を受けた労働者からの費用徴収金（一部負担金）	納入告知書を発したの属する年度（予決令第1条第1項第2号） ただし、保険給付から控除した一部負担金は歳入徴収官が領収した日の属する年度（予決令第1条第1項第3号）
	労災法第12条の3第1項の規定による不正受給者からの費用徴収金	納入告知書を発したの属する年度（予決令第1条第1項第2号）
	賃金の支払の確保等に関する法律第8条第1項及び第2項の規定による不正受給者からの返還金	〃
	偽りその他不正の手段による特別支給金の不正受給者からの費用徴収金	〃
	被災労働者に誤って療養の給付（現物給付）をした場合に、当該被災労働者からの償還するための収入金	〃
	労災法第12条の3第2項の規定による事業主からの費用徴収金	〃
	労災法第25条第1項の規定による事業主からの費用徴収金	〃
	労災法第12条の4第1項の規定により取得した第三者（加害者）からの収入金	〃
	賃金の支払の確保等に関する法律第8条第1項及び第2項の規定による不正受給者からの納付金	〃
	事業主の虚偽の報告又は証明により生じた特別支給金の事業主からの費用徴収金	〃
	民法の規定に基づく損害賠償金債権にかかる延滞金	領収した日の属する年度（予決令第1条第1項第3号）出納整理期間中において、元本金額とあわせて収納した場合は、その元本金額の属する年度。（昭和33年3月31日大蔵省主計局法規課発）

債権の種類	債権の発生年度区分
雑収入	
雑収入	
返納金債権	当該請求権の発生原因となる事実（過誤払い）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
労働者災害補償 保険通勤災害 一部負担金債権	当該請求権の発生原因となる事実（支給決定）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の2）
返納金債権	当該請求権の発生原因となる事実（不正受給）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
〃	〃
〃	〃
利得償還金債権	当該請求権の発生原因となる事実（誤った療養の給付）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
損害賠償金債権	当該請求権の発生原因となる事実（不正受給）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
〃	当該請求権の発生原因となる事実（保険給付）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
〃	〃
〃	当該請求権の発生原因となる事実（不正受給）のあった日の属する年度（債管規則別表第一の3）
〃	〃
延滞金債権	元本債権の履行期限の翌日の属する年度（債管規則別表第一の1）

3. 債權管理關係通達集

債権管理法事務取扱総則関係通達

- (1) 国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施
について..... 218
(昭和32年1月10日 蔵計第105号)

- (2) 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に規定する大
蔵大臣の定める率..... 224
(昭和32年1月10日 大蔵省告示第8号)
(改正 平成12年11月 大蔵省告示第330号)

- (3) 延滞金を免除することができる範囲の定めについて..... 225
(昭和34年1月20日 労働省発会第23号)

- (4) 国の債権に係る債務者の住所を調査するため警察署に対して
照会する場合の取扱方法について..... 226
(昭和38年3月25日 蔵計第328号)

徴収停止、履行延期の特約等関係通達

- (5) 債権管理官が公正証書の作成を囑託する場合における公証人
法の規定による囑託人の確認方法について..... 229
(昭和33年10月17日 蔵計第2973号)

不納欠損関係通達

- (6) 不納欠損処分 of 取扱について..... 231
(昭和35年1月16日 基発第27号)
- (7) 労働保険特別会計労災勘定に係る返納金債権、損害賠償金債
権の徴収不納額の整理について..... 236
(昭和48年10月23日 基発第606号)

不正受給の債権管理関係通達

- (8) 労災保険の保険金の詐取事件に係る管理事務について..... 243
(昭和37年4月13日 基発第375号)
- (9) 法第19条、法第19条の2、法第30条の4及び法第47
条の3の規定の運用について..... 247
(昭和40年7月31日 基発第906号)

第三者行為災害関係通達

- (10) 労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により取得する

国の債権の管理事務について……………	249
(昭和33年2月4日 基発第70号)	
(11) 労働者災害補償保険法第20条第1項の規定により取得する 国の債権の強制履行の請求等について……………	252
(昭和34年4月30日 基発第306号)	
(12) 同一事故について請求すべき相手方が二以上ある損害賠償金 債権の取扱いについて……………	253
(昭和34年7月3日 基発第112号)	
(13) 災害補償を行った使用者の第三者に対する求償権等について……………	256
(昭和36年3月28日 基発第251号)	
(14) 同一事業主の事業場を異にする労働者相互の加害行為に対す る労働者災害補償保険法第20条第1項の取扱いについて……………	258
(昭和44年3月23日 基発第148号)	
(15) 第三者行為災害に係る損害賠償金債権のうち、債務者が「無 資力またはこれに近い者」である場合の取扱基準について……………	259
(昭和49年4月5日 基発第181号)	
(16) 労災保険における第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延 滞金の取扱いについて……………	262
(昭和58年12月21日 事務連絡)	
(17) 第三者行為災害における支給調整事務の一部改正について……………	263
(平成8年3月5日 基発第99号)	
(18) 労災保険における第三者行為災害の損害賠償金債権に係る 延滞金の取扱いについて……………	271
(平成12年10月16日 事務連絡)	
その他通達	
(19) 債権現在額報告書の記載要領について……………	272
(昭和44年5月20日 蔵計第2060号)	
(20) 債権現在額通知書に関する資料について……………	276
(昭和44年5月 会収第75号)	
(改正 昭和46年5月 会収第24号)	

② 国家公務員災害補償法第6条第1項の規定により取得した債
権の管理及び履行請求について..... 281
(昭和46年3月18日 労働省発会第67号)

(1) 国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施について

昭和32年1月10日
(蔵計第105号)

国の債権の管理に関する事務については、下記によることとされたい。なお、下記中第4(法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について)については、法務省訟務局とも協議済であるから申し添える。

記

略語については、次による。

「法」……国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)

「令」……国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)

「規則」…債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)

第一 債権の調査確認及び債権管理簿への記載について

一 延滞金債権の調査確認及び債権管理簿への記載について

延滞金については、従来、各省各庁は、これが徴収について全くかえりみないきらいがあった。これは、既に発生している延滞金債権を行使しないで放置するものであって、財政法第9条第2項及び法第10条の規定の趣旨にもとるものであるから、今後は、延滞金債権についても、令第8条第4号、令第10条第3項等に規定するところによりその調査確認及び債権管理簿への記載を行い、他の債権と全く同様の管理を行うものとする。

二 国内部における金銭の受払について

国の組織の相互間において物又は役務の提供を行い、これらの対価として金銭を収受する場合(例、農林省食糧事務所(食糧管理特別会計)が刑務所(一般会計)から食糧売却代金を徴収する場合や郵便局(郵政事業特別会計)が他の官庁から後納郵便料金を徴収する場合)は、一の権利主体である国の内部における金銭の受払であるから法律上の債権債務は発生せず、従って、この法律は適用されない(法第2条第1項)。しかし、一般の債権債務とかかる国内部における金銭の受払とを別個に経理することが各省各庁の事務取扱の実情からみて困難であり、かつ、非能率であるときは、国内部における金銭の受払についても、一般の債権に準じて、調査確認及び記載(法第11条)、債権の発生又は国への

帰属に関する通知（法第12条）、証拠物件等の保存（法第20条第1項）等に関する事務の取扱をしてさしつかえないものとする。なお、かかる国内部の金銭の受払を一般の債権債務と全く同様に取り扱い、同一の債権管理簿に記載整理をする官庁においては、標識又は記号により一般の債権との明確な識別をはかり、規則第40条に規定する債権現在額通知書及び法第39条に規定する債権現在額報告書に計上されることのないようにするものとする。

二 債権の発生等に関する通知について

一 債権の発生等の通知義務者が債権管理官等を兼ねる場合における債権の発生又は国への帰属（以下「債権の発生等」という。）に関する通知について

法第12条の規定により債権の発生等に関する通知を行うべき者（以下「通知義務者」という。）が債権管理官等（規則第6条に規定する債権管理官等をいう。以下同じ。）を兼ねる場合には、令第23条1号の規定により債権の発生等に関する通知を省略できるものとされているが、これは、債権の発生等を知り得る系統の事務を行う係等と債権管理官等の事務を行う係等とが内部組織上分離している場合における係等間の連絡をも省略するものとしたのではない。このような場合には、令第11条及び第12条の規定に準じ、当該係等間の連絡を密にするものとする。

二 債権の発生等に関する通知に添附する書類について

通知義務者が債権管理官等に対して債権の発生等に関する通知を行う場合に添附する書類のうち、債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類（以下「証拠書類」という。）は、原本ではなくその写でよいこととなっている（令第11条第2項）。これは、通知義務者がその職務上引き続き原本を保存する必要がある場合又は原本を直ちに債権管理官等に送付することが適当でない場合が多いので、写を添附することとしたのであって、通知の際に原本を送付することが可能である場合には原本を添附することとする。

証拠書類のうちもっぱら債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類の原本は、法第20条第1項の規定により債権管理官等が整備保存すべきものであるから、なるべく早い機会において通知義務者から債権管理官等に送付するものとする。

三 納入の告知の手続について

一 延滞金等が附される債権の納入の告知の請求等をする場合に明らかにする弁済の充当の順序

債権管理官等が、利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金（以下「延滞金等」という。）が附される債権について歳入徴収官に対して納入の告知をすべきことの請

求をし、又はみずから債務者に対し納入の告知をする場合に明らかにする弁済の充当の順序は、次によるものとし、債権管理官等は、この順序を規則第13条第1項に規定する書面又は規則第14条第1項に規定する書類及び規則第14条第2項に規定する納入告知書に記載するものとする。

1 一般の債権（下記2及び3の債権以外の債権）についての弁済の充当の順序

元本と延滞金等との間においては、まず延滞金等に充当し、次いで元本に充当する。延滞金等相互の間においては、弁済期の早いものを先にし、弁済期の同じものについてはそれぞれの延滞金等の金額に均分して充当するのを原則とするが利息と履行期限までの加算金との間においては、とくに事務処理の便宜を考慮して、利息を先にし、加算金を後とする。

2 歳出予算の金額又は前渡資金に戻入することができる返納金債権の弁済の充当の順序
規則第14条第3項に規定するところにより、まず元本に充当し、次いで延滞金等に充当する。

3 法施行前に告知済である債権の弁済の充当の順序

法施行の日（昭和32年1月10日）前に改正前の歳入徴収官事務規程第9条又は改正前の支出官事務規程第40条の規定により既に元本について納入告知書又は返納告知書が発行されている債権について、当該告知に基づいて弁済がされたときは、判例上その弁済は元本に対する弁済と解釈されるから、元本に充当し、延滞金等についてまだ納入の告知がされていないときは、別途納入の告知をするものとする。

二 履行期限の定のない債権について納入の告知をする場合の履行期限の設定について

債権管理官等は、その所掌に属する債権について納入の告知をすべきことを歳入徴収官に対して請求し、又はみずから納入の告知をする場合において、当該債権の履行について法令又は契約に期限の定がないときは、納入の告知の請求の日又はみずから納入の告知をする日から20日以内において適宜の履行期限を定めることとなっているが（規則第13条第3項、第14条第7項、歳入徴収官事務規程第18条第1項）、悪意の不当利得者に対する不当利得返還金債権又は不法行為による損害賠償金債権については、債務者は不当利得時又は不法行為時から遅延利息を附して弁済すべきこととされている（民法第704条、大正3年6月24日大審院判例）ので、当該不当利得の日又は不法行為の日を履行期限として指定するものとする。

第四 法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について

一 債権管理官等が規則第21条の規定により行う書面の送付の宛先は、次のとおりとする。

- 1 各省各庁の中央機関に所属する債権管理官等にあつては、法務大臣（所掌は法務省訟務局）に送付する。
- 2 各省各庁の地方支分部局に所属する債権管理官等にあつては、その地方支分部局の所在地を管轄区域とする法務局長（所掌は法務局訴訟部）又は地方法務局長（所掌は地方法務局訴訟課）に送付する。
- 3 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が地方法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、訴の提起、仮差押若しくは仮処分申請又は会社更生若しくは破産の申立の措置を求める場合には、上記2にかかわらず、当該地方法務局長を監督する法務局長に送付することができる。
- 4 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が東京法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、上記3の措置を求める場合には、上記2にかかわらず、当分の間、法務大臣に直接送付することができる。

二 規則第21条の規定により送付する書面に明らかにする事項は、次のとおりとする。

- 1 債務者の住所及び氏名又は名称
- 2 債権の内容（債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）
- 3 債権の発生原因
- 4 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由
- 5 次の措置の種類に応じそれぞれ次に定める事項
 - (1) 担保権の実行（法第15条第1号）にあつては、
 - I 担保権の種類及び内容
 - II 担保物の種類、所在及び価額
 - III 優先債権等（令第4条第1項第1号に規定する優先債権等をいう。）の種類及び内容
 - (2) 強制執行（法第15条第2号）にあつては、
 - I 債務名義の種類及び内容
 - II 執行の目的物の種類、所在及び価額
 - (3) 訴訟手続等による履行の請求（法第15条第3号）にあつては、
 - I 従前の経過の詳細、ことに争の有無及び内容
 - II 関係人の住所及び氏名又は名称
 - III 証拠書類の有無及びその内容

(4) 債権の申出（法第17条第1号、第3号、第4号及び第7号）にあつては、

- I 申出に係る事件の種類及び内容
- II 当該事件の管轄裁判所
- III 申出の期限
- IV 申出をする債権に係る債務名義の有無、種類及び内容
- V 当該債権に係る担保の有無、種類及び内容

(5) 仮差押及び仮処分（法第18条第2項）にあつては、前記(3)に定める事項

(6) 債権者代位権の行使（法第18条第3項）にあつては、

- I 代位権の対象となる権利の種類及び内容並びに当該権利の相手方の住所及び氏名又は名称
- II 保全する債権及び代位権の対象となる権利についての前記(3)に定める事項

(7) 詐害行為の取消（法第18条第4項）にあつては、

- I 詐害行為の内容及びその行為を知った時期
- II 保全する債権についての前記(3)に定める事項

(8) 履行延期の特約等に代る和解（法第28条）にあつては、和解条項案

6 法務大臣の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名。なお、国の指定代理人とすることを必要と認める者のあるときは、その者の官職氏名及び所属部局名

7 その他参考となる事項

三 前記二の書面には、証拠書類その他必要と認められる書類の写のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄抄本、不動産に関する措置を求める場合にはその不動産登記簿謄本を添附するものとする。

第五 担保について

一 担保の価値について

規則第25条第7号に掲げる担保の価値は、次による。

- (1) 規則第25条第4号に規定する手形以外の手形及び小切手 手形又は小切手の金額及び当該手形債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額
- (2) 保険に附されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の6割以内において債権管理官等が決定する価額
- (3) 動産（無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。） 時価の5割以

内において債権管理官等が決定する価額

- (4) 規則第25条第6号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証人の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額
- (5) 指名債権 指名債権の金額及び第三債務者の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額

二 担保として提供する有価証券のうち供託による提供を要しないものについて

登録した債券以外の有価証券を担保として提供するときは、供託所に供託することとなっているが、特殊の売買契約における事例として、7日～10日間程度の短期延納特約の担保として手形又は小切手を提供する場合には、規則第26条第1項の規定の特例として、その提供は供託所に対する供託によらず、これを債権管理官等に引き渡すことにより行うことができるものとし、債権管理官等は、受領後は、政府保管有価証券取扱規程第2条第1項ただし書の規定によりみずから保管し、又は部下の職員をして保管させるものとする。

(2) 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に規定する大蔵大臣の定める率

昭和32年1月10日
(大蔵省告示第8号)

改正 平成12年11月
(大蔵省告示(第330号))

国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は、年8.25パーセントとし、昭和45年6月1日から適用する。

(3) 延滞金を免除することができる範囲の定めについて

昭和34年1月20日
(労働省発会第23号)

国の債権の管理等に関する法律施行令第34条第2項の規定により延滞金額に相当する金額免除することができる範囲について、下記のとおり定められたから、通知する。

記

国の債権の管理等に関する法律第33条第3項に規定する債権及びこれに係る延滞金について同項の規定により免除することができる金額は、延滞金の額に相当する金額の全部とする。

(4) 国の債権に係る債務者の住所を調査するため警察署
に対して照会する場合の取扱方法について

昭和38年3月25日
(蔵計第328号)

国の債権に係る債務者で住所が明らかでないものに関する所在を調査するため警察署に照会する場合においては、照会を受ける警察署の有する資料及び事務量を勘案して下記のように簡便適確に取り扱うこととしたいので、この旨を貴省庁所属の債権管理官及び分任債権管理官に周知方願います。なお、本件取扱いについては、警察庁担当部局とも打合せ済みであるから念のため申し添えます。

記

債務者の住所の調査は、①住所不明直前に居住していた市町村（又は本籍地市町村）への照会 ②親族、縁者、知人への照会 ③転居先である地域を管轄する市町村への照会 ④警察署への照会の順に行うことが通例であるが、この場合における警察署に対する照会は、次による。

1 債務者が、現に居住していると思われる市町村（県庁所在地の市及びその区域が二以上の警察署の管轄区域にわたる市並びに東京都の特別区については、更にその居住していると思われる地区（できるかぎり具体的な町名又は調査の目標となるべき施設の状況例えば工場、作業場の種類、名称、建物その他居住している物件のおおよその位置、形状等）がほぼ推定できる場合において、その推定居住地区を管轄する特定の警察署に対する照会に止めるものとし、数市町村又は数地区にわたるような包括的な調査の依頼は行わないこととする。

なお、その区域の全部が一の警察署の管轄区域に属している市及び町村についても、できる限り上記に準じて債務者の推定居住地区（要すれば具体的な町名又は調査の目標となるべき施設の状況）の把握に努め、警察署が所属の派出所又は駐在所を通じて行う調査に要する手数の節約及び調査の迅速かつ的確な処理に資するよう努めるものとする。

2 照会を受けた警察署においては、現に判明している管内居住者について回答を行えば足りることとする。即ち、このために新たに特別の調査または所在の確認を必要としないものとする。

3 照会文書は、次のような往復文書形式とする。

(照 会)

昭和 年 月 日

第 号

〇〇警察署長

債権管理官、代理債権管理官又は
分任債権管理官 官職 氏名 印

国の債権に係る債務者に関する住所の照会について

国の債権の管理のため下記の債務者の住所を確認する必要があるので、下記事項を参考として御調査の上、貴署管内における該当者の有無及び該当者がある場合はその住所を御回報願います。

記

債務者氏名	男・女	明治 大正 昭和	年	月	日生	歳位
推定居住地						
本籍地						
備考						

(回 答)

※昭和 年 月 日

債権管理官、代理債権管理官又は
分任債権管理官 官職 氏名 殿

※〇〇警察署長 印

同 上 件 名

上記のことについて、下記のように回答します。

記

該 当 者	有	無
住 所		
参 考 事 項		

備 考

- (1) ※印以外の部分の記載事項は、債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官が記入する。
- (2) 照会事項及び回答事項（照会及び回答文のうちの記の部分）以外の文案は、適宜、変更して差し支えない。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格B4（2葉以上にわたる場合は左綴じ連続）を原則とするが、必要がある場合は用紙の大きさ及び文書の配置を変更して差し支えない。
- (4) 照会及び回答文書は、家計を一にする親族に属する連帯債務者に係るものを除き、債務者ごとに作成するものとする。
- (5) 往復文書の記入要領は、次のとおりである。
 - (イ) 債務者の生年月日が判明しない場合は、推定年令を記入すること。
 - (ロ) 推定居住地は、記の1を参照すること。
 - (ハ) 本籍地が判明しない場合は、「不明」と記入すること。
 - (ニ) 備考欄には、旧住所、職業、配偶者氏名、身体的特徴等参考となる事項があれば、簡明に記入すること。
- (6) 警察署に照会する場合には、返信用切手を封入すること。

(5) 債権管理官が公正証書の作成を囑託する場合における
公証人法の規定による囑託人の確認方法について

（昭和33年10月17日
蔵計第2973号
大蔵省主計局長発）

国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条第2項の規定により債権管理官が履行延期の特約等をした債権について債務名義を取得するため公証人に対し公正証書の作成を囑託する場合における公証人法（明治41年法律第53号）第28条第2項の規定による囑託人の確認方法については、その処理の円滑化を図るため、別紙（昭和23年10月10日付法務省民事甲第2117号及び同月4日付蔵計第2889号各写）のとおり取り扱うこととしたから御了承下さい。

別紙

債権管理官が公正証書の作成を囑託する場合における
公証人法の規定による囑託人の確認方法について

（昭和33年10月10日
法務省民事甲第2117号
法務省民事局長発）

10月4日付蔵計第2889号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと考える。

別紙

債権管理官が公正証書の作成を囑託する場合における
公証人法の規定による囑託人の確認方法について

（昭和33年10月4日
蔵計第2889号
大蔵省主計局長発）

国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条第2項の規定により債権管理官が履行延期の特約をした債権について債務名義を取得するため公証人に対し公正証書の作成を囑託する場合における公証人法（明治41年法律第53号）第28条第2項の規定による囑託人の確認方法としては、債権管理官の官公職氏名並びにその公印を明示した債権管理官の在勤する官公署の長（本省内部部局にあつては官房長、官房長の置かれていない省にあつては次官）の作成に係る証明書の提出によりこれを行うことが適当であると考えられるが、これについて貴意を承わりたい。

なお、債権管理官が所属の部課長その他の職員をして公正証書の作成に当らせる場合には、上記の証明書のほか、当該職員の官公職氏名並びにその公印を明示した債権管理官の委任状（公印のない場合は印鑑とし、市町村長の印鑑証明書を添附）を提出させることとしたい。

(6) 不納欠損処分の取扱について

昭和35年1月16日
(基発第27号)

労働者災害補償保険特別会計に所属する徴収決定済額で国の債権に係るものについて、歳入徴収官が歳入徴収官事務規程第27条第1項の規定により、不納欠損として整理する場合の取扱については、自今、左記により取り扱われたい。

おって、昭和27年4月19日基発第331号「不納欠損処分の取扱について」、昭和31年4月2日基発第179号「過年度分徴収金の滞納整理について」及び昭和32年10月29日基発第821号「収納未済歳入額の整理について」等従前の通達において示された不納欠損処分取扱手続については、この通達により廃止されたものと了知されたい。

記

一 債権管理事務取扱規則（以下「規則」という。）第31条第1項第3号から第6号までに掲げる事由に該当するものとして、債権消滅の確認及び不納欠損の決議をするときは、次の事項を調査又は確認の上、各債務者ごとに「債権消滅確認及び不納欠損決議書」（別紙様式第1）を作成しなければならない。この場合、次の関係証明書類（原本により難いときは、その謄本又は写。以下同じ。）を添付しておかなければならない。

事由別	調査又は確認事項	証明書類
規則第31条第1項第3号 (法令の規定による免除)	○免除の根拠となった法令及びこれに該当することの事実 ○債権管理法第32条の規定により免除されたものであるときは、労働大臣の承認の有無	○債権管理簿（以下各号につき同じ） ○労働大臣の承認書
同 第4号 (消滅時効の完成)	○消滅時効完成の根拠となった法令及びこれに該当することの事実 ○時効の援用を要する債権（私債権）にあつては、債務者の援用の有無	○滞納処分票 ○保険料滞納処分並びに納入督促自賠書

事由別	調査又は確認事項	証明書類
規則第31条第1項第5号 (国税徴収法第153条第4項又は第5項該当)	○国税徴収法第153条第4項(旧国税徴収法第12条第5項)又は同第5項に該当したことの事実	○滞納処分執行停止決議書及び添付書類
同 第6号 (契約等の解除条件の成就)	○債権の発生又は国への帰属の原因となっていた契約等に解除条件があったものについて当該解除条件が成就したことの事実	○契約書 ○契約解除の決議書

二 規則第31条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして、不納欠損処分をするときは、まず、規則第30条第1項各号に掲げる事由により、当該債権が消滅したものとみなす決議を行ったのち、不納欠損の決議を行うべきであるが、債権管理官が同時に歳入徴収官を兼ねる場合には、これを同時に行うこととし、各債務者毎に「債権みなし消滅整理及び不納欠損決議書(別紙様式第2)」を作成しなければならない。この場合、次の事項を調査するとともにその関係証明書類を添付しておかなければならない。

事由別	調査事項	証明書類
規則第30条第1項第1号 (時効援用の見込) 私債権	○消滅時効完成の根拠となった法令及びこれに該当することの事実 ○債務者に時効援用の見込があると認められる事実(たとえば時効期間満了後なお1回督促を行っても履行がないこと等)	○債権管理簿(以下各号につき同じ) ○督促決議書
同 第2号 (法人の清算の終了)	○清算終了の登記の有無 ○当該法人の債務について弁済の責に任ずべき者(合名会社の社員、合資会社の無限責任社員等)の有無、及びこれらの者に第1号から第5号に掲げる事由の有無	○清算の終了に関する登記の謄本 合名会社又は合資会社にあつては解散登記の謄本及びその社員又は無限責任社員に第1号から第5号に掲げ

事由別	調査事項	証明書類
		る事由があることを証する書類
規則第30条第1項第3号 (相続の限定承認)	<input type="checkbox"/> 納付義務者が死亡したことの事実 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所が相続の限定承認の申述を受理し、かつ、審判したこと <input type="checkbox"/> 限定承認された相続財産に対する債権の申出の公告の有無 <input type="checkbox"/> 限定承認の相続人の弁償の状況 <input type="checkbox"/> 民法第921条第3号の規定により単純承認したものとみなされることの有無	<input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の相続の限定承認についての審判書 <input type="checkbox"/> 実地調査書
同 第4号 (会社更生法による免責)	<input type="checkbox"/> 更生計画認可の決定の有無及びその内容	<input type="checkbox"/> 更生計画認可の公告文又は通知書
同 第5号 (破産法による免責)	<input type="checkbox"/> 免責の決定の有無及びその内容	<input type="checkbox"/> 免責についての公告文
同 第6号 (法務大臣が勝訴の見込みと決定)	<input type="checkbox"/> 法務局長又は地方法務局長の決定及びその内容	<input type="checkbox"/> 法務局長等の決定に関する書面

： 入金以外の債権について、債権消滅の確認をする場合又は債権が消滅したものとみなして整理する場合も、前各号に準じて処理すること。ただし不納欠損決議及びこれに係る事項についてはこれを除くこと。

1 前各号により整理した債権については、直ちに、債権管理簿、徴収簿等関係帳簿を整理するとともに、毎月、これをとりまとめ（分任債権管理官に係るものについては、所属債権管理官において併せとりまとめるものとする。）歳入徴収報告書に添付し本省宛報告すること。なお、報告書は各決議書の写とすること。

： 各決議書の用紙は、本省より管理換するものであること。

(様式第一)

不納欠損決議		第 号		昭和 年度						
債権消滅確認及び不納欠損決議書										
発議	昭和 年 月 日			決議	昭和 年 月 日					
下記債権が消滅したことを確認する。 下記の金額を不納欠損として整理してよい。 債権管理官 歳入徴収官 労働基準局長 次長				労災補償課長	補佐	係長				
						主任	係			
保険関係成立記号番号	第 号	納	住所							
業態番号		入	氏名							
債権消滅の事由	債権管理事務取扱規則 第31条第1項第 号該当			金額		円				
						内訳下記のとおり				
内 訳	元年度	科目	区分	金額	債権消滅年月日	最終時効中断年月日	同左中断年月日	滞納処分執行停止年月日	同左停止事由 (国税徴収法第153条第1項)	備考
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
				円	・	・			第 号該当	
	合計									
徴収簿整理	昭和 年 月 日			証明書類の種類		その他参考となるべき事項				
徴収原票整理	・									
	・									
	・									
	・									

(局名

労働基準局)

(様式第二)

不納欠損決議	第 号	昭和	年度
--------	-----	----	----

債権みなし消滅整理及び不納欠損決議書

発議	昭和	年	月	日	決議	昭和	年	月	日
----	----	---	---	---	----	----	---	---	---

下記債権を消滅したものとみなして整理してよい。 下記金額を不納欠損として整理してよい。 債権管理官 歳入徴収官 労働基準局長 次長	労災補償課長	補佐	係長	主任	係

保険関係成立 記号番号	第 号	納 入	住 所	
業 番号			氏 名	

債権みなし 消滅整理事項	債権管理事務取扱規則 第30条第1項第 号及び 第31条第1項第7号該当	金額						円	内訳下記 のとおり
-----------------	--	----	--	--	--	--	--	---	--------------

整理事由の詳細

内 訳	元年度	科目	区分	金額	備	考
					円	
	合 計					

徴収簿整理	昭和	年	月	日	証明書類の種類	その他参考と なるべき事項
徴収原票整理		
		
		
		

(局名

労働基準局)

(7) 労働保険特別会計労災勘定に係る返納金債権、損害賠償金債権の徴収不納額の整理について

昭和48年10月23日
(基発第606号)

労働保険特別会計労災勘定に係る返納金債権及び損害賠償金債権のうち、時効完成等により徴収不能となっている額について、過般、各局の状況を調査したところ、昭和47年度末において、返納金債権については、時効完成期間に対応する収納未済額（過誤払いに係るものについては、元年度、42年度以前、費用徴収に係るものについては元年度、45年度以前）17,864,443円のうち52.4%に相当する9,369,813円（350件）が時効完成によって徴収不能となっており、又、損害賠償金債権についても時効完成期間に対応する収納未済額（第三者行為災害に係るものについては、元年度、44年度以前、費用徴収に係るものについては、元年度、45年度以前）500,870,612円のうち、39.6%に相当する198,559,031円（1,920件）が時効完成によって徴収不能となっている事実が判明した。また、これら時効完成をするに至った原因である時効中断の措置をとらなかった事由が、債務者の所在が不明であった等、明らかであるものは、これら時効完成したもののうち、返納金債権で47.5%、損害賠償金債権で33%であり、残りのものは、現に債権者がいるにもかかわらず、適切な時効中断の措置をとらず時効完成させたものであると認められる。

以上のように、時効完成によって債権が消滅し徴収不能となっているものが2,270件、207,928,844円もの多額に上っており、そのうち約 $\frac{2}{3}$ に相当する額が、時効中断の措置をとらなかった事が明らかでなく、そのまま時効完成させたものであることは、誠に遺憾である。このような国の債権を時効完成によって消滅させるような事態は、正常な事由がある場合を除き許されるべきではなく、又、会計検査院からも、この事実について厳しい指摘があり、今後、これらの事態を発生させないための改善策について照会があった経緯もあったが、特にこれらの債権の大部分が国税徴収の例により徴収できる債権でないため、債権確保等、徴収技術上に相当な困難を伴う等の事情も認められるので、この際はその責任の所在を問うことなく、これら徴収不能額を整理することとするが、今後は、いやしくも事務処理が不適確であった等のために時効を完成させ債権を消滅させるような事態の発生を絶無を期するよう厳に

留意するとともに、もし、かかる事態が発生した場合は、すべて厳格な処理をする方針である
りて、十分留意されたい。

なお、本徴収不能額については、下記により、来る11月30日までに不納欠損として整理
するとともに、今後、これらの事態発生を絶無を期するための対策を早急に樹立し、債権管理
の万全を期するよう格段の配意を願いたい。

記

1 一般的留意時効

(1) 不納欠損として整理すべきもの

今回、本通達により不納欠損として整理すべきものは、返納金債権（過誤払に係るもの
及び費用徴収に係るもの）及び損害賠償金債権（第三者行為災害に係るもの及び費用徴収
に係るもの）のうち、次に掲げるものに係る収納未済歳入額とすること。

イ 昭和48年3月31日現在で時効完成により債権が消滅し、又は消滅したものとみな
し得るもの（昭和48年5月25日付基発第297号通達（以下「第297号通達」と
いう。）により調査した額）

ロ 昭和48年4月1日から同年10月31日までの間に時効完成により債権が消滅し、
又は消滅したものとみなし得るもの

ハ 時効完成以外の事由により債権が消滅し、又は消滅したものとみなし得るもの

(2) 不納欠損として整理すべき時期

昭和48年11月30日までに不納欠損として整理すること。

(3) 不納欠損として整理したものの報告

不納欠損として整理したものについては、その事実を、別紙第1様式の「不納欠損状況
報告書（下記2の(1)により作成した「不納欠損調書」写を添付すること。）により、昭和
48年11月分徴収済額報告書提出の際に併せて報告すること。

2 徴収不能債権の不納欠損としての整理

前記1の(1)の不納欠損として整理すべきものについて、本通達により処理する場合に限り、
下記により不納欠損として整理すること。

(1) 不納欠損として整理すべき収納未済額については、個々の債務者の債権の状況について、
債権管理簿、その他の書類により別紙第2様式の「不納欠損調書」に記載すること。この
場合、本調書作成に当たっては、次のことに留意すること。

イ 本調書の記載事項については、債権管理簿、その他の書類から適確に記載し記載洩れ
等のないよう、十分注意すること。

ロ 本調書は、「債権の種類」及び「債権消滅」・「債権みなし消滅」ごとに別葉として、作成すること。この場合、「債権消滅」の区分は、歳入徴収官事務規程第27条第1項各号、「債権みなし消滅」の区分は、債権管理事務取扱規則第30条各号の区分により整理すること。

ハ 「債権消滅」の「事由」欄は、上記ロによる各条文の各号の消滅又はみなし消滅の事由を記載すること（例「時効完成」、「滞納処分停止後の消滅」等）。

ニ 「最終時効中断」の「事由」欄は、本債権が消滅し又はみなし消滅した以前の最終の時効中断をしたときの事由を記載すること。この場合、時効中断の事由は、「第297号通達」別添「収納未済歳入額調査要領」中、1の(3)の「時効中断の効力が生ずると規定され、又は解釈されているもの」の事由に該当する事由を記載すること。

ホ 「事蹟」欄は、本債権について納入告知をした日以降（納入告知年月日も記載する。）の事蹟の詳細を、債権管理簿及びその他の書類から記載すること。

（「事蹟」欄記載例 第三者行為災害に係る損害賠償金債権）

44. 9. 11	納入告知（125,000円）	45. 7. 15	所在確認調査するも、所在不明
" 8. 30	督促	" 7. 13	〇〇市役所}に転居先について 〇〇警察署}照会
" 11. 15	一部納付（50,000円）		（本件、夫々、不明の旨回答あり。）
" "	誓約書徴収（残額は12月末までに）		
45. 1. 30	一部納付（10,000円）	46. 3. 25	所在確認調査するも、なお不明
" 3. 10	債務残額の納付方を文書で催告	47. 7. 1	" "
" 3. 20	催告書、所在不明で返戻	48. 1. 30	時効完成

注 上記の例示の場合の「債権消滅欄」、「最終時効中断」欄は、次のように記載することとなる。

- 「債権消滅」欄 (年月日) 48. 1. 30 (事由) 時効完成
- 「最終時効中断」 (年月日) 45. 1. 30 (事由) 一部納付

(2) 上記(1)により作成した調書を、収入様式第20号「債権消滅確認及び不納欠損決議書」又は収入様式第21号「債権みなし消滅整理及び不納欠損決議書」に添付し、当該債権の消滅又はみなし消滅の確認及び不納欠損として整理する決議を行うこと。この場合、不納欠損の決議は、「債権の種類」及び「債権消滅」・「債権みなし消滅」ごとに行うこと。

(3) 上記(2)により、不納欠損決議をした収納未済歳入額については、所要の手続きにより、不納欠損額として「徴収簿」及び「不納欠損処理簿」に登録するとともに、「不納欠損決議書（添付された調書を含む。）」の原本は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類として、会計検査院に提出すること。

(4) 不納欠損として整理した収入未済歳入額に係る関係書類（たとえば、上記(3)以外の決議書、納入督促の事蹟書、納付に関する誓約書及び各種調査関係資料等）は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類であるから、散逸しないよう整理編てつして歳入徴収官の手許で保管すること。

今後の対策

的確な債権管理事務を実施するため、次のような対策を行うこととし、再びかかる事態を発生させないよう、十分な配意をするとともに、少くとも、本対策がその実効を上げるか否かは、本業務に対する管理者の熱意如何と思われるので、自ら、十分の認識をもって、この対策を実施してゆくこととす。

(1) 職員の主体的能力の業務への適正な配分を行うことによる職員別の事務分掌の明確化及びことの遵守

現有の職員の主体的能力の範囲内において、重点業務の優先処理を考慮しながら、その主体的能力を適正に配分し、本債権の徴収業務を明確にした事務分掌を定めることにより、その責任体制を確立し、又、職員がその事務分掌に従って本業務を計画的に遂行しているかを定期的に管理者がチェックする等常に業務の進捗状況を適確には握ること。

(2) 職員の事務処理の精通化

的確な債権保全の措置を行うためには、職員が常にそれらの事務に精通していることが必要であり、特に債権管理の事務は、高度、かつ、広範な知識が要求されるため、積極的に事務研修等を行うことにより、職員の資質の向上及び事務の精通化を図るものとする。

(3) 徴収のための具体的計画の樹立及び完全実施

これらの債権の徴収業務を円滑に推進するため、具体的な徴収計画を樹立し、場合によっては保険料債権の滞納整理の実施と併せてこれを行うほか、定期的に書面による納入催告を行う等して滞納者の自覚をうながす等、計画的な徴収業務を実施することに留意して収納に努めること。

(4) 個々の債権の状況の的確な把握

また、個々の債権の事蹟を明確に記録して、常にその状況を適確には握し、個々の債権

の状況に応じて時宜を得た措置をとり、状況不明のために時効完成されること等のないよう留意すること。

(5) 徴収困難な債権に対する債権保全措置等の実施

イ 過誤払いに係る返納金債権及び第三者行為災害に係る損害賠償金債権について、その債務者が納入困難な事情があると認められるときは、積極的に「履行延期の特約又は処分の措置」（債権管理法24条）をとるとともに、悪質な滞納者（無資力とは認められないにもかかわらず、まったく納入意思のないような債務者等をいう。）に対しては「強制履行請求の手続き」（債権管理法15条3号）をとるほか、滞納者の所在が不明等のため、時効中断の措置がとることができないおそれのあるもの、あるいは法人である債務者が、その事業を休止して再開の見込みがない場合又は債権の額が徴収に要する費用にも満たない少額の場合は、積極的に「徴収停止の措置」（債権管理法21条）をとること。

ロ また、費用徴収に係る返納金債権又は損害賠償金債権については、滞納者の所在及び財産ともに不明である等の理由で時効中断の措置をとることのできないおそれのある場合は、「滞納処分の停止」の措置（国税徴収法153条）を積極的に行うようにすること。

ハ 上記イの「履行延期の特約等及び徴収停止の措置」の実施基準及び事務処理手続きについては、昭和35年9月10日付基発第772号通達及び昭和45年2月20日付労働省収会第7号通達により取扱うこととし、又、上記ロの「滞納処分の停止」の事務処理手続きについては、昭和46年4月27日付基発第352号通達（「徴収職員事務取扱手引」の257頁以降参照）により取扱うこと。

(6) 不納欠損整理の早期処理

時効完成等によって債権が消滅し、又は消滅したものとみなして整理すべきものについては、直ちに、当該債権に係る収納未済歳入額を不納欠損として整理すること（歳入徴収官事務規程第27条）。

不納欠損状況報告書

労働保険特別会計 労災勘定

労働基準局

債権の種類	区分		不納欠損		備考
			件数	金額	
返納金債権	過誤払に係るもの	時効完成したもの		円	
		その他			
	費用徴収に係るもの	時効完成したもの			
		その他			
	計				
損害賠償債権	第三者行為災害に係るもの	時効が完成し、債務者が援用見込のあるもの			
		その他			
	計				
	費用徴収に係るもの	時効完成したもの			
		滞納処分の停止後債権消滅したもの			
その他					
計					
合計					

(注) 不納欠損調書を添付すること。

別紙第2様式

不 納 欠 損 調 書

(債権の種類)

債権

(債権消滅・債権みなし消滅)

(歳入科目) ①

No. 1

No.	署名	債務者		不納欠損額	元年度 (調停 年度)	債権消滅		最終時効中断		事 蹟
		氏名	住所			年月日	事由	年月日	事由	
				円		・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	
						・	・	・	・	

(8) 労災保険の保険金の詐取事件に係る債権の管理事務
について

昭和37年4月13日
(基発第375号)

標記事務の取扱について各局の間に相違又は誤りがみられるので、自今下記により誤りのないように処理することとされたい。

記

1. 刑事事件として係属中の事案については、納入の告知等を行っていない局があるが、刑事事件の処理進展にかかわらず、不正受給と認められるものについては、すべて速やかに債権管理を行い、納入の告知を行うこと。

なお、書類等を司法機関に提出したため調査未了のものであっても、保険金詐取で起訴されている者については、直ちに納入の告知を行うこと。

2. 債権管理事務を行うに当たっては、まず過誤払をした監督署長をして、給付決定の取消の決定及びその決定の通知を行わせること。

3. 納入の告知は、給付の日の異なる給付ごとに、給付の日（隔地払については現に銀行又は郵便局より支払を受けた日）を履行期限として行うこと（昭和32年1月10日蔵計第105号大蔵大臣通達第三の3参照）。

4. 不正受給に係る債権については、元本1,000円未満及び、1件についての延滞金が100円未満である場合のほかは、すべて給付の日の翌日より年5分の延滞金を徴収すること。

なお、納入があった場合において、その額が支払われるべき元本と、領収日までの延滞金の合計額に不足する場合における充当の順序は、年度経過の歳入金債権について、まず、その日までの延滞金に充当し、残額を元本に充当すること。ただし年度内の歳入外債権については、元本より充当すること。

5. 二人以上の者が共謀して保険金を詐取している場合には、民法第719条に規定する共同不法行為となり、民法第432条以下の連帯債務に関する規定が適用されるから、債権管理に当たっては、不真正連帯債務の場合の如く各債務者ごとに重複して債権の調査確認及び歳入の調査決定を行うことなく、一つの債務者氏名欄に各債務者氏名列記して、1件として